

令和5年度

静岡市井川財産区会計
歳入歳出決算審査意見書

静岡市監査委員

06 静 監 第 926 号

令和 6 年 10 月 3 日

静岡市井川財産区管理者
静岡市長 難波 喬司 様

静岡市監査委員 遠 藤 正 方
同 白 鳥 三和子
同 寺 澤 潤
同 稲 葉 寛 之

令和 5 年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定により、令和 5 年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算及び関係書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1) 審査の名称

令和5年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算審査

(2) 根拠法令

地方自治法第233条第2項

3 審査の対象

令和5年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算並びにこれに関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

4 審査の着眼点

- (1) 決算書及びその附属書類は、法令で定める様式を基準として作成されているか。
- (2) 決算書及びその附属書類の計数は正確か。
- (3) 予算の執行は、効率的かつ適正に行われているか。
- (4) 財政状態は良好か。

5 審査の主な実施内容

令和5年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算書及びその附属書類について、上記着眼点に基づき審査した。

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和6年6月14日から令和6年10月1日まで

7 審査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、令和5年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

なお、決算の概要等は、後述のとおりである。

(2) 監査基準第 19 条第 4 項の規定に基づく記載

静岡市井川財産区運営基金条例（平成 15 年静岡市条例第 306 号）第 5 条各号は基金を処分できる場合を規定しているが、いずれの場合も「不足額をうめるための財源」又は「経費の財源」に充てることを処分の条件としている。

令和 5 年度井川財産区会計歳入歳出決算では、歳出総額 17,865 千円（17,865,502 円）を 1,018 千円（1,018,498 円）上回る 18,884 千円（18,884,000 円）の井川財産区運営基金の処分が行われていた。

財産区は、財産の処分については財産区のある市町村又は特別区との一体性をそこなわないように努めなければならない旨が地方自治法第 296 条の 5 に規定されており、条例の解釈、運用についても、市に準じるべきと解されるところ、財政調整基金等市の基金においては、決算見込額に基づき基金を取り崩しており、条例に規定する経費等の財源に充てた額を超える分がある場合は出納整理期間に基金への繰戻しを行う運用がされているが、井川財産区運営基金では繰戻しを行わず、次年度の繰越金として経理されていた。

【参考】

静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）（抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第 1 号から第 8 号まで 略

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第 1 号から第 4 号及び第 6 号から第 8 号まで 略

(5) 決算審査 前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 第 1 項第 7 号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第 5 項及び第 6 項 略

(注) 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。

(1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。

(2) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。

(3) 差額等の数値が0のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。

(4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「-」で表示した。

(5) 減数又は負数は、「△」で表示した。

8 決算の概要

歳入 (単位 千円・比率 %)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	執行率	収入率	不納欠損額	収入未済額
令和5年度	23,500	23,596	23,596	100.4	100.0	—	—
令和4年度	8,300	9,133	9,133	110.0	100.0	—	—
比較増減	15,200	14,463	14,463	△9.6	0.0	—	—
増 減 率	183.1	158.4	158.4	—	—	—	—

歳出 (単位 千円・比率 %)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	翌年度繰越額	不 用 額	歳入歳出差引額
令和5年度	23,500	17,865	76.0	—	5,634	5,731
令和4年度	8,300	5,361	64.6	—	2,938	3,771
比較増減	15,200	12,503	11.4	—	2,696	1,959
増 減 率	183.1	233.2	—	—	91.8	52.0

(1) 収入済額は、前年度に比べ1,446万円(158.4%)増加していた。これは主に、区有

林管理費の増加により、基金繰入金が1,435万円増加したためである。

(2) 支出済額は1,786万円で、予算現額に対する執行率は76.0%となっていた。これは主に、官行造林の返地に伴う立木の買取り額が見込みより低かったためである。

(3) 支出済額は、前年度に比べ1,250万円(233.2%)増加していた。これは主に、官行造林の返地に伴う立木の買取り額の増加により、区有林管理費が1,255万円増加したためである。

9 決算収支の状況

(単位 千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
A 歳入決算額	23,596	9,133	14,463
B 歳出決算額	17,865	5,361	12,503
C 形式収支(A-B)	5,731	3,771	1,959
D 翌年度へ繰り越すべき財源	—	—	—
E 実質収支(C-D)	5,731	3,771	1,959

10 財産に関する調書

(1) 公有財産の状況は、次のとおりである。

土地

(単位 m²)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	
土 地	宅 地	1.02	—	1.02
	山 林	36,724,658.78	—	36,724,658.78
	計	36,724,659.80	—	36,724,659.80

山林

(単位 面積 m²・蓄積量 m³)

土地の 権利の区分	土地面積	立木の推定蓄積量		
	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
所有	36,724,658.78	707,760.18	118,580.18	826,340.36
直営	25,676,146.78	505,854.71	104,128.24	609,982.95
分収	11,045,399.00	201,905.47	14,451.94	216,357.41
貸付	3,113.00	—	—	—

立木の推定蓄積量は、前年度に比べて 118,580 m³増加していた。これは主に、発育による自然増により 7,359 m³増加したほか、貸付地返還等により 111,220 m³増加したためである。

(2) 基金の保有状況は、次のとおりである。

井川財産区運営基金

(単位 千円)

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現金	234,126	△18,884	215,242

基金の決算年度末現在高は、前年度に比べて 1,888 万円減少していた。これは、基金の取崩しによるものである。